

## 行田市民プール夏期プールを開設します

- ▶ **期 間** 7月22日(土)～8月27日(日)
- ▶ **利用時間** ①午前10時～午後5時  
②午後6時30分～8時30分  
※人数制限なし
- ▶ **利用ができない時間帯**  
【室内プール】日曜日の午前10時～正午  
【屋外および幼児プール】午後5時以降  
※天候などの理由により屋外プールおよび幼児プールは中止の場合あり  
※次の日時は団体利用による室内プールのコース制限あり  
①火・水・木・金曜日の午前10時～正午  
②火曜日の午後2時～3時30分  
③木曜日の午後1時30分～5時  
④金曜日の午後3時～5時  
⑤金曜日の午後7時～8時30分
- ▶ **利用料金** 【高校生以上】市内150円、市外220円  
【3歳～中学生】市内70円、市外100円  
【3歳未満】無料  
※障害者手帳提示による障害者割引あり  
【ロッカー利用料金】50円
- ▶ **その他** ・水着以外の入水は不可(おむつが取れていない乳幼児を含む)  
・未就学児には保護者の付き添いが必要  
・利用に身長制限あり
- ▶ **問い合わせ** 行田グリーンアリーナ ☎553-3377 または同プール ☎555-2455



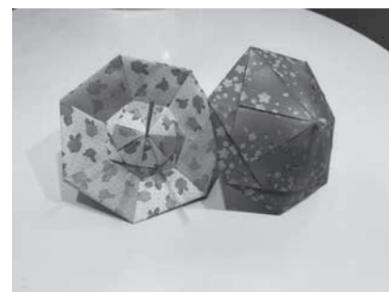
## 令和5年度夏休み伝統文化体験教室の受講生を募集します

教室名	日時	内容	講師
はじめての硬筆教室	8月5日(土) 午前10時～正午	文字の持つ意味、与える印象など基本を学び、正しい作法で自分の名前を書き上げる。	彩書家 美蓮さん
はじめての折り紙教室	8月6日(日) ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分	折り紙の起源、歴史を学び、立体的でかわいい和傘を制作する。 ※①と②は同一内容	村松 尚子さん
はじめての茶道教室	8月11日(金) ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分	茶道の起源、歴史や作法を学ぶ。 ※①と②は同一内容	加藤 洋子さん
はじめての将棋教室	8月12日(土) ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分	駒の持つ意味、ルールや作法を学び実践(4枚落ち程度)を行う。 ※①と②は同一内容	森 健一さん

- ▶ **場 所** 中央公民館和室
- ▶ **対 象** 市内在住の小学3～6年生
- ▶ **定 員** 各回20人(先着順)
- ▶ **参加費** 無料
- ▶ **持ち物** 筆記用具
- ▶ **その他** 4つの教室全てを受講することもできます。
- ▶ **申し込み** 7月7日(金)午前9時から行田市電子申請・届出サービス、直接、電話のいずれかの方法により同館



▶ **問い合わせ** 同館 ☎556-2649



折り紙教室で制作する作品の一例

## 三方領知替200年 行田市・桑名市・白河市友好都市締結25周年記念 第30回市民祭・行田浮き城まつり

- ▶ **日 時** 7月29日(土)午後4時～8時30分・30日(日)午後3時～9時
- ▶ **場 所** 中央通り、県道128号および県道行田蓮田線の歩行者天国区域内
- ▶ **催し物** 29日前夜祭・30日市民祭  
ステージイベント、みこし渡御、山車のたたき合いなど
- ▶ **主 催** 行田浮き城まつり実行委員会
- ▶ **その他** 会場および会場周辺での無人航空機(ドローンなど)の使用を禁止します。
- ▶ **問い合わせ** 同実行委員会松井 ☎080-3150-7282

### 7月30日(日)交通規制案内図

**7月29日(土) 交通規制案内図**  
(交通規制) 午後4時～9時

**〈交通規制〉**  
 午後3時～9時30分  
 車両全面通行禁止区域(歩行者天国)  
 路線バス・市内循環バス以外の通行はご遠慮ください。  
 午後6時～7時のみ車両全面通行禁止区域(歩行者天国)  
 迂回路  
 (大型車は市内通行できませんので迂回をお願いします)  
 規制時間帯バス迂回路  
 (午後1時から最終まで迂回します)

※駐車場は市役所・産業文化会館・バスターミナルなどをご利用ください。=P  
 ※朝日バス「佐間経由吹上駅」は産業道路経由に、「前谷経由吹上駅」は行田市駅前経由になります。

① 愛宕神社前臨時バス停(前谷経由吹上駅)  
 ② 旭町臨時バス停(佐間経由吹上駅)  
 ③ 浄水場入口臨時バス停(佐間経由吹上駅)  
 ④ 警察入口臨時バス停(佐間経由吹上駅)  
 ⑤ 産業道路臨時バス停(佐間経由吹上駅)

## 交通遺児等に援護一時金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に援護一時金を給付しています。交通遺児等とは、交通事故により、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の方をいいます。

- ▶ **対 象** 令和4年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方
- ▶ **給付額** 対象者1人につき10万円(1回のみ)
- ▶ **給付時期** 令和5年11月または令和6年5月
- ▶ **申請方法** 交通対策課および学校などで配布する申請書類に必要事項を記入の上、持参または郵送によりみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-12-10)
- ▶ **申請期限** 【11月給付分】8月31日(木)まで  
【令和6年5月給付分】令和6年2月29日(木)まで
- ▶ **問い合わせ** 県防犯・交通安全課 ☎048-830-2955